

## 令和元年度第1回長野県政府調達苦情検討委員会

日 時 令和2年1月31日（金）  
14時15分～14時45分  
場 所 ホテル信濃路 2階 黒姫

### 1 開 会

#### ○井上企画幹

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今から、令和元年度第1回長野県政府調達苦情検討委員会を開会いたします。

私は本日の司会を務めます、会計局契約・検査課の企画幹の井上和幸でございます。よろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

本日は、全ての委員の皆様にご出席をいただいておりますので、長野県政府調達苦情検討委員会設置要綱第6条第1項の規定による過半数の定足数を満たしており、会議が成立していることを、まずご報告いたします。

また、今回の委員会は公開で行い、会議録は後日、県の公式ホームページで公表されますので、あらかじめお知らせします。なお、会議の終了時刻につきましては14時45分ごろを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、お手元に配布しました次第に従いまして進行してまいります。

### 2 あいさつ

#### ○井上企画幹

では次第の2ということで、県を代表しまして契約・検査課長の市岡よりごあいさつを申し上げます。

#### ○市岡契約・検査課長

契約・検査課長の市岡でございます。

本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。皆様ご案内のとおり、当県では平成28年度から、政府調達に係る苦情について適切に対応できる体制を整えるために、苦情の手続処理規定の改定を行いまして、この委員会を設置させていただいたところでございます。

幸いなことに当県におきましては、その間、政府調達に係る苦情についての申立ては発生していない状況でございますが、そのような中で、本日におきましては、当委員会が附属機関化するということで、その点について、事務局からご説明をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

### 3 会議事項

#### (1) 報告事項

##### ア 特定調達契約及び苦情受付・処理の状況

###### ○井上企画幹

続いて会議事項に入ります。議長につきましては、長野県政府調達苦情検討委員会設置要綱第4条第2項の規定により、委員長が務めることとなっておりますので、碓井委員長に会議事項の進行をお願いいたします。

###### ○碓井委員長

皆さん、こんにちは。

では、お手元の委員会次第の会議事項欄をご覧くださいますと、本日は報告事項2件につきまして、県のほうから伺うということになっております。

まず、(1)の報告事項ア「特定調達契約及び苦情受付・処理の状況」につきまして、ご説明をお願いいたします。

###### ○事務局

よろしくをお願いいたします。

それでは、1ページの資料1をお願いいたします。特定調達契約及び苦情の受付・処理の状況について、現在の本委員会の状況についてご説明をさせていただきます。

まず、1「特定調達契約の状況」です。(1)として、まずは特定調達契約とは、政府調達に関する協定の対象となる契約を指しますが、どのような契約がこの特定調達契約になるのかという特定調達契約の内容についてご説明します。

表の左側に掲げた契約の種類について、予定価格が右側に掲げた基準額以上の契約が対象となってきます。平成30年4月1日から今年令和2年3月31日までは、ご覧の基準額となっております。そして先週、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの基準額も総務省から告示されましたので、並べて記載をしております。

次の基準額においては、建設工事とその他の技術的サービスにおいて、以前の基準額に比べて1,000万円上がっておりますが、その他の契約の種類については、同じ金額となっているような状況です。

続いて(2)「対象機関における令和元年特定調達契約の締結状況」です。昨年度開催しました本委員会で、県が単独で設立する地方独立行政法人である、長野県立病院機構と長野県立大学の2法人を新たに苦情処理の対象機関として追加したことを説明させていただいたところです。ですので、表には2法人の状況も記載しております。表中上段の数字が件数、下段の数字が単位を千円とした金額となっております。

まず、当県の欄ですが、物品等の一般競争入札が41件で58億3,206万余り、随意契約は1件で1億1,616万余り、特定役務のうち、建設工事と技術的サービスについては該当がなく、それ以外の特定役務では一般競争入札が11件で5億9,017万余り、随意契約が13件で6億6,188万余り、県の合計は66件で72億27万余りというような状況になっております。

その下、長野県立病院機構ですが、こちらは物品等の一般競争入札が3件、金額としては1億9,570万円、これのみというような状況になっておりまして、また長野県立大学では、今回特定調達契約の締結の該当はなかったというような状況になっております。

次に2「苦情の受付・処理の状況」になります。まず(1)「苦情申立て」についてですが、申立てができる者というのは、供給者という物品等または特定役務の提供を行った者及び行うことが可能であった者です。この「行うことが可能であった」という意味ですが、入札に参加した者や入札参加資格手続において参加を認められなかった者などを指します。申立て範囲は、協定などに違反するかたちで調達が行われたと判断した場合の調達手続全体となっております。

これを受けて、続いて(2)の当県における平成8年から令和元年までの苦情の受付処理の状況になりますが、これまで当県では、苦情申立て、受付の実績はございません。

これに対して、この資料には記載はしておりませんが、全国の都道府県における平成8年から平成31年2月までの状況も一応判明はしておりますので、お伝えだけしておきます。全国の都道府県では、苦情申立ての受付が24件あるところで、そのうち申立て受理は9件、その申立て受理9件のうち、申立てを認めたものというのはいない状況になっております。

この申立て受理が9件と申し上げましたが、そのうち直近では、和歌山県において平成31年2月に防災ヘリコプターの調達に関する苦情申立てがありまして、その申立てを受理し、委員会としては苦情を認めず棄却したという判断をしているような状況ではあります。

以上、資料1の説明をさせていただきました。

○碓井委員長

どうもありがとうございました。

ただ今のご説明につきまして、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

どうぞ、堀越委員。

○堀越委員

お聞きしたいのですが、物品等について、この調達というのはリース契約も含むんですか。

○事務局

はい。物品等の中に買入れと借入れ、両方含んでおります。

○堀越委員

分かりました。ありがとうございます。

○碓井委員長

病院機構は何となく分かりますが、県の物品等でこの基準額を超える代表的なものは何ですか。

○事務局

物品等ですと、まず買入れになりますと、電力の調達为代表的に金額が大きいものになっています。

○碓井委員長

電力ですか。

○事務局

電力が自由化になりましたので、そういった面も含めて、いろいろな業者が入札をして、それが金額としてはかなりを占めているところです。

また、借入れとしまして代表的なのは、県警のシステム、具体的に言うと予測型犯罪抑止のシステムを借り上げるようなものがかなり金額的にはありますし、あと、当県では防災ヘリコプターについて昨年度買入れの調達をさせていただきましたが、現状納入までの間はリースでまかなっております。そのリースの契約を昨年度いたしました。その金額も大きく占めております。それが今代表的なところかと思えます。

○碓井委員長

これはたしか市場を開放せよと、今はWTOで、その前はGATTで、そちらから流れてきた制度ですが、建前上は、何も外国企業でなくても国内企業でもこの苦情申立てをできますね。

何かご質問はありますか。

これは、承りましたということによろしいでしょうか。

## イ 長野県政府調達苦情検討委員会の附属機関化

○碓井委員長

では、報告事項のイ「長野県政府調達苦情検討委員会の附属機関化」について、事務局からご説明をお願いします。

○事務局

それではお願いします。2ページの資料2-1をお願いいたします。

本委員会の附属機関化について、ご報告させていただきます。まず、これは委員の皆様にご審議いただく事項ではなく、こういった流れで現在進んでいるという進捗状況をご説明させていただいて、ご報告するという事項になっております。

まず、1「概要」です。本委員会の設置根拠を、これまで長野県政府調達苦情検討委員会設置要綱となっておりましたが、これから長野県の附属機関条例へ変更し、附属機関化する予定で現在進めております。これに伴い、委員会の設置要綱に代えて、新たに長野県政府調達苦情検討委員会の組織運営要綱というものを制定させていただきたいという概要です。

ここに、今申し上げた中で「附属機関」という言葉が出てまいります。資料2-1の中ほどに、参考として枠で囲いました地方自治法第138条の4第3項のところをご覧ください。読み上げます。「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員会、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる」と規定されております。

ここにいう執行機関の具体例としては、当県でいうと知事や教育委員会というものが挙げられますが、そのような執行機関の行政執行に伴って、ここに書いてあるような必要な調停・審査・諮問、又は調査等を行うことを職務とする機関が附属機関であるというようなかたちになっております。

また、今出てきました長野県の附属機関条例というところですが、現在ではまだ案の段階ですので内容をお見せすることができず申し訳ありませんが、附属機関に共通する組織運営の根幹部分について規定した上で、長野県の各執行機関の附属機関を列挙するような内容のもので、現在作成を進めているところです。

さらには、新たに制定する本委員会の組織運営要綱という言葉も一応出てきてはいますが、こちらも附属機関条例との調整が必要でありまして、現時点ではまだお見せすることができなくて申し訳ありませんが、内容としては附属機関条例における本委員会の組織運営に関して、その附属機関条例では定めきれない具体的な運用を定める内容とする予定であります。

次の2「附属機関化に至る経過」についてです。まず、本委員会の設置に関するこれまでの経過をご説明させていただきます。1枚めくっていただいて3ページの資料2-2をお願いいたします。重要な部分を抜粋して説明させていただきます。

表の上から2段目、平成8年4月1日の欄です。当委員会の委員を、このとき当委員会として設置をして初めて委嘱をいたしました。その後、次は平成14年4月1日のところを見ていただきたいのですが、苦情の申立てがあればその都度委員を委嘱することとして、それ以降は委員を委嘱しないこととして、当委員会は、それ以降休眠状態となった時期があります。

しかしながら、休眠状態になったとしても、いざ苦情の申立てがあった場合には、迅速に処理できる体制を常に整える必要がありましたので、平成25年11月のところをご覧ください。いただきたいのですが、休眠中の委員会の常設化の検討を改めて開始します。その検討の中では、委員会の任務が附属機関に該当するとの判断で、当時は設置検討中でありました附属機関である現契約審議会の任務とする方向で、調整が進んでおったところでございます。

それを踏まえて、平成26年7月15日のところですが、契約審議会の発足とともに開催された平成26年の第1回契約審議会において、審議会の下に置く説明請求審査部会の任務の一つとして、この政府調達に関する苦情を処理する目的で、「政府調達に関する説明請求に係る審議」という項目を1つ盛り込んだところでございます。

その後総務省から各都道府県に対し、技術的な助言として示された本委員会に関する諸規定のひな形を参考に、部会における苦情処理手続規定等の整備作業を開始しました。しかし整備作業中に、そもそも総務省がひな形で示しているこの本委員会が附属機関に該当するかという疑義が生じたため、平成26年9月の欄を見ていただきたいのですが、総務省に照会をさせていただいたところ、「附属機関には該当しない」との回答をいただきました。

この回答をきっかけに庁内検討をした結果、附属機関である契約審議会の下に置く部会の任務とすることは困難と判断をしまして、審議会の下に置く部会ではなく、独立の委員会とする方向で調整することといたしました。

なお、この点に関しては、平成30年11月に総務省に再度同様の照会をしております。そのときの照会の回答ですが、当時の結論自体に変更はないけれども、補足として「委員会を条例に基づく附属機関として設置すること自体は各自治体の判断により可能」とあるという回答をいただいております。これが、今回の附属機関化に舵を切るきっかけの1つとなっているところであります。

その後、平成27年9月の欄を見ていただきたいのですが、平成27年度第2回審議会において、部会の任務から先ほどの政府調達に関する説明請求に係る審議を除外し、その2段下の平成28年6月の欄ですが、独立の委員会として委員を委嘱して、平成28年度第1回の委員会、現委員会になりますが、これが開催されたということになっております。

このように、本委員会は1回の休眠状態を挟みまして、契約審議会の下に置く部会の任務として調整を進めたところではありましたが、結果としては、休眠状態前と同じ独立の委員会という組織形態として再スタートを切っているような状況というのが、今までの経過です。

では、1ページ戻りまして、資料2-1を再度お願いいたします。2「附属機関化に至る経過」の(1)、昨年度より「しごと改革」の観点から、全庁を挙げて審議会や委員会（以下審議会等）の見直しを開始しました。次に(2)、この見直しの中で、設置根拠を条例によらない要綱等としている会議体のうち、先ほど申し上げた地方自治法第138条の4第3項に基づき、附属機関とすることが適切な会議体は、その根拠を条例に変更すること、これも検討の対象になったところです。

この地方自治法の第138条の4第3項は、先ほども附属機関の説明で紹介させていただいたところですが、自治体が任意に附属機関を置くことができるということを定めたものであるとともに、もし置く場合には、条例において根拠を定めておかなければいけないということが規定されていたものです。

そして(3)、これまで当委員会における苦情受付の実績はないものの、他県の動向でしたり、対象となる機関、地方独立行政法人を新たに追加したことにより今後の苦情の発生が想定されますので、苦情処理を行う機関としての位置付けを明確化するために、附属機関とすることが適切であると判断をいたしました。

そのために(4)、附属機関ごとの条例を整理統合するために、来月、令和2年2月開催される県議会に、新設条例として条例を予定している長野県附属機関条例に、当県の附属機関の1つとして、当委員会を加えたいと現在考えているところでございます。

続きまして、3「附属機関化による効果」です。条例を設置根拠とすることで、苦情処理機関としての位置付けを明確化する効果になります。なお、これまで設置根拠であった本委員会の設置要綱の規定に基づき、附属機関条例で定められない具体的な運用を新たに制定する、先ほど申し上げた本委員会の組織運営要綱というものを定めますので、これと附属機関条例をあわせて、これまでの委員会の職務は何ら変更はないかたちとなります。

最後に、4「附属機関化の時期」ですけれども、これは長野県附属機関条例の施行日を予定しております。なお、施行日と同日で本委員会の組織運営要綱を施行する予定で現在

進めているような状況です。

私から資料2の説明は、以上になります。

○碓井委員長

どうもありがとうございました。ただ今のご説明につきまして、ご質問やご意見はございますか。

吉野委員、どうぞ。

○吉野委員

頭の整理のために2点お聞きしたいのですが、この委員会は、これまではどういう位置付けだったんですかというのが1つ。これに関連して、従来の形態と附属機関との違いはどのようなことでしょうか。その2点を教えてください。

○事務局

これまでの位置付けは、長野県の政府調達苦情検討委員会設置要綱をもとに、こちらの委員会を設置しております。附属機関としては条例に定めなければいけないということになっていますので、附属機関ではない会議体というような位置付けになります。法的な根拠のある会議体ではないものとなっています。それが実際何かというようなことになりますと説明が難しいところではあるんですが、条例に根拠のない普通の会議体だという位置付けになっています。

それが今度、条例を根拠にする附属機関になったという、条例を根拠とした位置付けに変わったということではあるんですが、今までの委員会は、じゃあどういった位置付けになるかという、なかなか説明が難しいところではあります。根拠が要綱という、議会におけるチェックを得ずにこちらで作る規定でしたので、その要綱をもとに設置している会議体、長野県の中には要綱に基づいて設置している会議体がかなり多いのですが、今まではその1つとしてということになります。

○吉野委員

執行機関ではないですね。

○事務局

執行機関ではないです。

○吉野委員

独立の委員会であり、附属機関としてではなかったという、ちょっとあいまいな感じ。

○事務局

実際、正直なところかなりあいまいな、県としてそういった数は多いんですけども、そういった面はあります。それが今回根拠が条例になったということで、位置付けを明確化したい効果ということで、先ほど述べさせていただいたところになります。それが1点

目になります。

2点目の違いという点につきましては、一応附属機関化になることで、附属機関条例の中にこの委員会は、こういう委員会で、こんな事務をやりますということが明確になりますので、より開かれた、県民の方々がこの条例を見て、この委員会だということが分かる、そういう意味での位置付けの明確化という意味ではあります。今までの要綱だと内々で決めているので、あまりオープンな部分はなかったのかもしれないのですが、附属機関化すると、そういった違いはあると思います。

○吉野委員

今度は条例に根拠があるから、権限が明確になったという意味ですか。

○事務局

そうです。

○事務局

附属機関という位置付けも出てきたということです。今まではそうではなかったんですけども、県の附属機関に当たるということになります。

○碓井委員長

ほかに何か。どうぞ。

○柳澤委員

説明があったかもしれませんが、分からないからお聞きします。2の(3)を見ますと、「他県の動向や対象となる機関を新たに追加したことにより」というのが理由になっています。この部分が分からないのですが、これがあったからやるということを行っているのでしょうか。

○事務局

まず、「他県の動向」というところですが、平成26年当時から全国で苦情発生件数が徐々に増えてきているような状況があります。「対象となる機関を新たに追加した」というのは、地方独立行政法人が昨年度2法人、本委員会の苦情対象になったこともあり、その2つを指しております。

○柳澤委員

それを指していたんですね。分かりました。

○碓井委員長

特に後ろが大きいかもかもしれません。独法について、県の機関が。

そうすると、何となく一番問題なのは、先ほどの長野県政府調達苦情検討委員会組織運営要綱というのは誰が関与するのか。つまり、実際はその要綱に基づいて委員が選任され



ると、そういう位置付けになるでしょう。普通そういうのは、委員会自体が要綱をつくるという方式も理屈としてはあるわけです。任命とかそういうのは全部条例で定めるという。でも、そういう方式ではないということですね。挙げて要綱に委ねるということですね。

○事務局

附属機関条例の中では、今の段階では、任期とか定員とかそういった本当の骨格、コアな部分のみを、条例の別表で各附属機関が定める予定です。ただ、その附属機関条例の中で、ここに掲げるもの以外については執行機関で別に定めるという。

○碓井委員長

執行機関ですから、それは知事ですね。

○事務局

そうですね。そこで格下げを1つ行っておりますので、その組織運営要綱についてはこちらの執行機関において定めるというなかたちで想定をしております。

ただ、今現在ある委員会設置要綱の内容の中から、条例で定めきれなかった部分を組織運営要綱で定めるという方向で、今のところ考えております。

○碓井委員長

ちなみに、これは国の法律に基づいているものではないですね。

○事務局

そうですね。

○碓井委員長

今はどう変わっているか知りませんが、最初は内閣に設置されている本部長要綱とかいうかたちでスタートしていますね。だから理屈は、日本国は協定を執行する義務を負わされているから、それをやるのは当たり前だと。苦情処理体制を整備するというのは、条約でそういうことを義務付けられていますから。国の場合はそう説明していたと思いますが、地方公共団体の場合はどうだったかよく分かりません。

○事務局

一応全国の都道府県の中では、このような条例に基づき政府調達苦情検討委員会を設置している県が数県あることを確認しております。

○碓井委員長

何かほかに質問やご意見はありますか。よろしゅうございますか。

では、これも承ったということにさせていただきたいと思えます。

ほかに委員の皆様から何か、よろしゅうございますか。

事務局からも、何かございますか。

○事務局

いいえ。

○碓井委員長

それでは、報告2件を承ったということにして、議事が全て終了いたしました。

円滑な議事進行にご協力くださいます、誠にありがとうございました。

それでは、事務局どうぞ。

#### 4 その他

○井上企画幹

ありがとうございました。

次第4「その他」の関係で、事務局からです。今後の当委員会についてでございますけれども、基本的には苦情の申立てがあった場合に開催するということとなりますので、その際には、よろしくお願ひしたいと思ひます。

全体を通して、委員の皆様から何かございますか。よろしいでしょうか。

#### 5 閉会

○井上企画幹

それでは、以上をもちまして、令和元年度第1回長野県政府調達苦情検討委員会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。

(了)